令和８年狛江市教育委員会第８回定例会会議録

日　　時　　令和８年８月17日（月）15：00～16：10
場　　所　　狛江市防災センター３階会議室
出席委員　　教育長　柏原 聖子
委　　員　　斉藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子
事務局　（議案説明者）

教育部長　波瀬 公一	教育政策監　鈴庄 美苗
教育部理事(兼)指導室長　松倉 淳之介	学校教育課長　中村 貞夫
教育支援課長　三宅　哲	公民館長　瀧川 直樹
図書館長　刈田 美江子	

傍　　聴　　１名

１　付議案件

（１）　議案第57号
第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）について（案）

（２）　議案第58号
令和９年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について

（３）　議案第59号
狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱

（４）　議案第60号
狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則

（５）　議案第61号
狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱

（６）　議案第62号
狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱

２　報告案件

－議会報告－

な　　し

－行政報告－

（１）　狛江市副市長の退任について

－事務報告－

（１）　狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）について
（２）　学校給食におけるアレルギー対応児童の誤食について
（３）　狛江市立中学校における安全点検について
（４）　第４期狛江市教育振興基本計画の推進に向けた教育支援に関する連携協定について
（５）　こまえみらいテラス利用者アンケート結果について

（６）　図書館システム更新に伴う市内図書館・図書室の休館について

３　追加事務報告

（１）狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会の検討結果について（報告）

（２）狛江市立学校教職員に対する処分について

教育長　　ただいまから、令和８年狛江市教育委員会第８回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第 29 条」の規定により、「佐伯委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（１）議案第 57 号「第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）について（案)」について、審議します。本件は、第４期狛江市教育振興基本計画で掲げる施策の着実な推進に向けて、令和７年度の取組状況、令和８年度から令和 10 年度までの３箇年の取組内容等を明示するものです。詳細は学校教育課長から説明します。

学校教育課長　本実行プランは、令和７年３月に策定した第４期狛江市教育振興基本計画を着実に推進していくため、前年度の取組状況と、令和８年度から令和10年度までの３箇年の取組内容等を明示するもので、毎年度見直すこととしています。

なお、令和８年度より、各事業の進行管理及び効果的な施策の推進のため、各部署の内部評価に当たる狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書と合冊することとしました。

１ページ「１．計画の目的」について、本計画は、計画の施策を着実に推進していくため、当該年度の当初予算の内容をベースに、取り組む内容とその手順を明示するものです。また、狛江市教育大綱の実施計画としての位置付けでもあることから、狛江市と狛江市教育委員会が連名で策定しています。

「２．計画期間」について、第４期狛江市教育振興基本計画の計画期間は、令和７年度から11年度までの５箇年となりますが、本プランの計画期間は、令和８年度から令和10年度までの３箇年となります。

「３.狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）の概要」と「４.教育委員会が行う自己評価」、「５.狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会による再評価」は、狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）に係る説明箇所となります。

「６．計画・報告書の見方」について、令和８年度より実行プランと自己点検及び評価報告書を合冊としています。施策展開の方向性ごとに取組全体を示す事業名を明記し、上段には施策を展開していくための具体的内容と令和11年度末の計画期間終了時点における到達目標を記載しています。中段には前年度の取組結果・成果、評価、今後の課題等を記載し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき実施する教育委員会事業の自己点検・評価結果として位置付けています。下段には具体的な取組内容と令和８年度から10年度までの各年度で取り組

む内容を示すとともに、関連する予算事業、関連する市・教育委員会の計画等を記載しています。

３、４ページは施策体系の一覧となります。施策展開の方向性を担当課ごとに整理しています。個別の内容については、５ページ以降に記載しています。

昨年度の主だった取組について、まず、５ページの「1-1-1-1　互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。」では、教職員全員を対象とした人権教育悉皆研修の実施や「狛江市版　教職員の人権感覚チェックリスト」を作成し、市内小中学校へ周知することにより、教職員の人権感覚の醸成を図るとともに、狛江の教育21研究協力校の和泉小学校では、「狛江市子どもの権利条例」の「意見を表明する権利」を具現化する児童運営委員会の取組を市内小中学校に紹介しました。引き続き、児童生徒への人権教育の推進、教職員に対する人権教育研修、子どもの権利の理解促進等に取り組むこととしています。

８ページの「1-2-1-1　確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、統合型学習支援ソフトウェア「ミライシード」を導入・活用したほか、生成AIを教育活動で適切に利活用する素地を築くため、教職員向けに生成AI利活用ガイドラインを策定しました。引き続き、デジタル教材の活用に加え、その基盤となる安定した通信環境の構築に向けて取り組んでいきます。

27、28ページの「多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。」では、昨年度新たに中学校３校に校内教育支援センターを設置し、不登校対策の充実を図るとともに、リニューアル後のこまえみらいテラスにおいて、フリースペースの拡充やスタディコーナーの設置等により児童生徒の学びの場の確保に努めました。また、新たに開設したティーンズルームでは、NPO法人とも連携しながらワークショップ「サクセンカイギ」を開催し、若者の意見を踏まえながら事業の展開を図りました。引き続き、校内教育支援センターの運営やゆうゆう教室での適切な指導・支援により、不登校対策の充実を図るとともに、こまえみらいテラスのフリースペースの充実、ティーンズルームにおけるワークショップの意見を尊重した事業展開を図っていきます。

34ページの「小中学校９年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。」では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な運用に向け、アイデア集の提供や会議形態の見直しによるワークショップ等を行いました。引き続き、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な運営に向けて、会議体の見直しや統括コーディネーターの活用促進を図っていきます。

52ページの「市立図書館のDX化による利便性向上や図書館機能の充実・機能強化を図ります。」では、中央図書館図書コーナーにおいて、ICタグ及びBDSゲートを先行導入するとともに、市内図書館・図書室等における蔵書へのICタグ設置を進め、利便性の向上に努めました。引き続き、新設図書館においてもセルフ貸出等の運用などDXの推進に取り組んでいきます。

56ページの「文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。」では、文化財保管施設への収蔵に向けて、文化財や歴史資料等の整理を進めたほか、保管・活用施設に関する庁内検討委員会を開催し、引き続き活用施設について検討を進めていくこととしました。また、国立科学博物館の特別展『大絶滅展』の関連事業であるNHK文化講演会を開催し、狛江で発見されたステラーダイカイギュウの解説を講演内容のメインに据え、狛江ならではの内容に改編し、市の歴史や文化財等への理解を深められるよう努めました。引き続き、文化財保管施設の整備、活用拠点の検討を進めていく予定としています。

最後に、58・59ページでは「持続可能な社会」（SDGs）の実現に向けた取組として個別施策をSDGsの17の目標に紐づけるとともに、68ページからは参考資料として教育要覧に代えて教育行政に関連する各種統計データをまとめています。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第57号「第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）について（案）」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（１）議案第57号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（２）議案第58号「令和９年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について」、審議します。本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和９年度に使用する狛江市立学校の特別支援学級用図書を採択するものです。詳細は指導室長から説明します。

指導室長　　狛江市立学校特別支援学級用図書について、狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する実施要綱第９条の規定に基づき、特別支援学級設置校の校長から、「狛江市立学校特別支援学級調査資料」のとおり、教育委員会に報告されています。特別支援学級で使用する教科書は、原則として、本市で採択している検定教科書、又は文部科学省著作教科書を使用することとなります。ただし、教科により当該学年の検定教科書、又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書等を使用することができることとされています。

資料には、通常の学級において使用する検定教科書以外のものを使用する場合の、一般図書等を記載しています。資料に記載されている一般図書等は、東京都教育委員会の特別支援教育教科書調査研究資料等を参考に、各特別支援学級設置校が十分に調査研究し、児童・生徒の教科の主たる教材としての内容を備えた教

育上適切なものと判断したものです。
　なお、理科において小学館が発行する「小学館の図鑑 NEO＋もっとくらべる図鑑」は、発行社から現時点では供給の可否について不透明との回答がありました。発行社との供給契約は文部科学省が行うこととされており、可否の連絡は 12 月頃に東京都教育委員会を通じて通知されます。万が一、当該図書が供給不能であった場合には、福音館書店の「虫たちのふしぎ」に切り替えて供給依頼を行うことで学校と調整が済んでいます。
　また、狛江第一小学校及び狛江第一中学校に設置されている知的障がい学級においては、通常の学級と同一の検定教科書を使用するため、資料はありません。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員　　東京都教育委員会から特別支援学級で使用する教科書についての方針が出されているのですが、狛江市はそれを実際に扱うに当たり、この教科書採択について具体的にどのような点に留意されたのでしょうか。

指導室長　　教科書採択の公正確保については、令和８年３月 31 日付けで文部科学省より発出された通知「令和９年度使用教科書の採択事務処理について」に基づき事務処理を行っています。
　同通知の１「(4) 学校教育法付則第９条第１項に規定する教科用図書の採択について」では、児童生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書が適切であること。可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書は適正であること、などの留意すべき事項が示されており、当該内容に沿って適切に選定しました。
　令和８年６月１日に事務連絡「令和９年度に特別支援学級において使用する教科書の調査研究について」を、知的障がい特別支援学級設置校の狛江第一小学校、緑野小学校、狛江第一中学校へ連絡し、７月 17 日金曜日までに資料の提出をいただいています。
　その際、一般図書については、東京都教育委員会の調査研究資料を参考にし、緑野小学校では、児童の実態から身近な体制であることや写真イラストなどからわかりやすいことなど学びやすい図書を研究して選定しています。
　狛江第一小学校及び狛江第一中学校においては、児童・生徒の実態とともに交流及び共同学習での学びを踏まえ、研究し、通常の学級と同一の検定教科書を使用することとしています。
　なお選択した理由については、採択２ヶ月後を目途に速やかに教育委員会ホームページへ公表します。

教育長　　他になければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。
　付議案件（２）議案第 58 号「令和９年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（２）議案第58号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（３）議案第59号「狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、不登校傾向にある児童・生徒に対する適切な学習の指導や支援、心理的な支援を行う指導員の資格要件について、所要の改正を行うものです。詳細は教育支援課長から説明します。

教育支援課長　本件は不登校傾向にある児童・生徒に対し適切な学習の指導又は支援、若しくは心理的な支援を行う指導員について、不登校の要因や背景が複雑・多様化している実態に対応するため、指導員の資格要件を拡大するものです。なお、本要綱は公布の日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員　　ゆうゆう教室は現在どのような職員体制になっているのか教えてください。

教育支援課長　ゆうゆう教室の指導員は教員経験者の都非常勤職員１名が主任として統括し、教員経験者の都非常勤職員２名と心理職の市会計年度任用職員３名の配置を想定しています。現状、会計年度任用職員については週５日勤務ではない職員もおり、実態としては４人以上を雇用し、シフト管理をしながら対応をしています。しかしながら、本年６月に１名の退職があり、現時点では心理職に欠員が生じている状況です。本要綱について御承認をいただけたら、改正後の要件で、急ぎ解消に向けて対応します。

佐伯委員　　ゆうゆう教室は、私も狛江市で勤務していたとき、様々な子どもたちのいわば最後の受け皿になっているように捉えていました。不登校対応の課題は多様化しており、様々な事情や要因により学校に通うことが困難になったり、学校に通いづらくなったりした子どもたちへの対応を行います。今回の改正は指導員の要件を広げる内容になっていますが、その経緯を教えてください。

教育支援課長　今回の改正は、心理職に「学校心理学」という分野の専門知識や技能を持って支援する学校心理士等も要件に加えることにより、学校生活で悩みを抱える子どもやその保護者等に対する支援やサポートができるようにすることや、小中学校の教員免許に限定せず、児童福祉の経験や知見も考慮できるようにするものです。

佐伯委員　　不登校の問題は多様化しており、それに対応しきれていない部分もあると思います。今回、要件を広げることで、より優れた人材が集まることを期待しています。ただし、教員経験者である指導員とは別に、学校心理学という心理職の方も

加わりますが、指導を行う場面での連携がうまくいっていないという話も聞いています。その点について、今後改善に向けてどのように取り組んでいきたいのか、お考えを教えてください。

教育支援課長　ゆうゆう教室は、不登校対応を行う事業ですが、様々な事情や要因によって学校に通うことが困難なケースや、毎日通うことができないといったケースに対応するものと認識しています。一般的な対応よりも難しい場合があり、教職の技量以上のものが求められています。そのため、教職としての役割だけでなく、心理職という専門性も加味をしながら連携して運営していく必要があると考えています。

今年度の春には、教育支援センター長と話し合い、課題があることについてセンター長も同じ認識を持っていることを確認しました。現在、教育支援センターの組織目標として連携のあり方を明文化し、ゆうゆう教室の教職や心理職の皆さんにもそれを実現することを共有しています。また、年に数回打ち合わせを行い、振り返りを行う取組も実施しています。

佐伯委員　ぜひお願いしたいと思います。連携のあり方を考える上で、役割分担について、教員経験者である指導員は学校の指導の延長で様々な形でアプローチしていきます。一方で、心理面でのサポートももちろん必要です。それぞれに得意分野や不得意分野があるため、役割分担を明確にすることが非常に重要だと感じますので、よろしくお願いします。

教育長　専門性が子どもたちにとって有機的に機能し、組織的に推進されることを期待しています。他になければ質疑意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（３）議案第 59 号「狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長　挙手全員と認めます。よって、付議案件（３）議案第59号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（４）議案第60号「狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則」、付議案件（５）議案第61号「狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱」、付議案件（６）議案第62号「狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱」については、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、新設図書館の開館に向けて狛江市立図書館の管理及び運営に関し、所要の改正並びに必要な制定を行うとともに、関係要綱の文言整理を行うものです。詳細は、図書館長から説明します。

図書館長　まず、付議案件（４）「狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則」につい

ては、令和８年11月１日予定の新設図書館開館に伴い、図書館運営規則に施設管理に関する文言を追加し所要の調整を行うとともに、併せて規則名を「狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則」に改正を行うものです。主な改正点は第６条「許可を要する行為」、第７条「中止命令等」、第８条「撤去命令」です。

次に付議案件（５）議案第61号「狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱」については、先ほどの、狛江市立図書館運営規則の一部を改正することに伴い、関係要綱において所要の改正を行うものです。改正する要綱は、「狛江市立図書館資料貸出停止要綱」第１条、「狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱」第１条、第４条、第５条、「狛江市立図書館資料収集に関する要綱」第１条、「狛江市立図書館資料除籍に関する要綱」第１条、「狛江市立図書館寄贈資料の受入れに関する要綱」第１条、「狛江市立図書館ボランティア活動実施要綱」第１条、「狛江市立図書館複写サービス実施要綱」第１条です。改正内容については、資料を御確認ください。

最後に付議案件（６）議案第62号「狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱」については、令和８年11月１日予定の新設図書館の開館により、市施設の管理を行う者として、施設敷地内に置き去りにされた自転車等の管理について規定する必要があるため、新たに要綱を制定するものです。

撤去手続きは、狛江市自転車等の放置防止等に関する条例及び狛江市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の例により、撤去７日前までに警告書を貼付し、警告を行い、撤去した翌日から60日間保管した後、引き取りがない場合は、当該自転車等を処分します。

なお、いずれの案件も、図書館開館予定の令和８年11月１日から施行します。

教育長　　それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（４）議案第60号「狛江市立図書館運営規則の一部を改正する規則」、付議案件（５）議案第61号「狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱」、付議案件（６）議案第62号「狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長　　挙手全員と認めます。よって、付議案件（４）議案第60号、付議案件（５）議案第61号及び付議案件（６）議案第62号は「可決」されましたので、承認します。

次に、行政報告（１）「狛江市副市長の退任について」、報告を求めます。

教育部長　　平林浩一副市長が令和８年７月31日付で退任しました。次期副市長が選任されましたら、改めて報告します。

教育長　　それでは、行政報告に対する質疑・意見を伺います。なければ、次に事務報告を受けます。

次に、事務報告（１）「狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（令和７年度事業）について」、報告を求めます。

学校教育課長　本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第１項及び狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する規則第５条の規定により、令和７年度に実施した事業に対する自己点検及び評価の結果及び狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会の意見を加えて、まとめたものです。

議案第 57 号でも説明したとおり、令和８年度より、各事業の進行管理及び効果的な施策の推進のため、第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（令和８年度ローリング版）との合冊としています。

概要について説明します。１ページ「４．教育委員会が行う自己評価」については、令和７年度に狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会からの答申、そして狛江市の内部評価基準との整合性を踏まえ、本プランから評価基準を見直し、Ａ～Ｄの４段階評価としています。

これまでは、年次計画に記載の取組を実施しているか、「展開の方向性・ねらい」に記載の成果を得ているか、「計画期間終了時点における到達目標」を達成しているか、を評価基準としていましたが、令和８年度からは「進捗している」、「現状維持」、「あまり進捗していない・縮小」、「全く進捗していない・未実施」の４段階で評価することとしました。

評価の結果については、Ａ評価が８事業、Ｂ評価が 45 事業、Ｃ・Ｄ評価の事業はありませんでした。Ａ評価については、令和７年度から５事業が増え、「GIGA スクール構想推進」、「不登校対策」、「多様な学びの場の創出」、「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動」、「情報発信及び外部評価活用」、「部活動の地域展開」、「学校適正規模等の検討及び学校施設改修・修繕」、「業務改善推進」の８事業となっています。

今年度の審査委員会では、第４期教育振興基本計画の基本方針１「子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成」より２項目を選定・再評価いただき、「互いの生命や人格・人権を尊重する学校づくり」、「人権教育の推進」、「生成 AI を始めとする DX の取組」、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を可能とする DX の取組」といった視点から意見をいただきました。

各項目の自己評価や評価委員会の答申については、教育振興基本計画に基づく事業の推進に活かすとともに、令和９年度の予算要求にも反映できるよう取り組んでいきたいと考えています。

教育長　次に、事務報告（２）「学校給食におけるアレルギー対応児童の誤食について」、報告を求めます。

学校教育課長　令和８年７月 17 日、狛江第三小学校において、アレルギー対応が必要な一年生児童に対し、担当教諭がアレルゲンを含む食事を誤って提供した事案が発生しました。まずは経緯について報告します。

当初、アレルギー対応が必要な対象児童に対しては、学校長及び担当教諭が、

対象児童とともにアレルギー除去食を提供されていることを確認した上で、適正に配膳を行いました。しかしながら、担当教諭が給食の分量を増やしたい児童を募ったところ、対象児童が希望し、列に並んだことにより、担当教諭は対象児童に気付かず、アレルゲンの入った「鶏のひつまぶし風」を増やしてしまいました。対象児童は自席に戻り二口食べたところで自ら気が付き、担当教諭に報告したことでアレルゲン食材を食べたことが判明しました。その後、担当教諭は栄養士に報告し、養護教諭、副校長及び学校長と情報を共有して対応しました。

食べた 20 分後に対象児童の保護者が来校し、状況等を確認した後、下校しました。下校時、当該児童は緊急性の高いアレルギー症状は出ていませんでした。その後、担当教諭が保護者に電話し、元気であることを確認しました。

幸いアレルギーの数値が低い食べ物であったため大きな症状には至りませんでしたが、アレルギー対応を進めてきた中での事故です。学校では、7月 17 日の職員夕会での報告、同 21 日の職員会議での再発防止策の確認、同 24 日の学校教育課主催のアレルギー・アナフィラキシー対応講習会への職員参加など、再発防止に向けて取り組んでいます。7月 24 日の講習会については、現在講師と調整中ではありますが、その内容を動画でまとめ、指導室から参加できなかった教職員も確認するよう指導することとしています。

報告書概要にあるアレルギー対応食器の色を変える対応については、全小学校分発注済みですので、納品され次第、切り替えていきます。また、8月 24 日の校長会にて、改めて各学校に周知し、２学期以降のアレルギーの誤食がないように徹底していきます。

教育長　　次に、事務報告（３）「狛江市立中学校における安全点検について」、報告を求めます。

指導室長　　前回、教育委員会で報告した内容に関し、昨年度に未実施であった狛江第二中学校における安全点検の結果を報告します。

狛江第二中学校で安全点検が未実施が判明した後、校長は業務改善報告書を提出しました。指導室からは毎月の安全点検及び日常の安全点検の確実な実施とともに、教職員の安全意識の向上、危機管理能力を高めるように指導しました。学校保健安全法第１条で定められている年間３回だけではなく、毎月、安全点検を実施することにより、学校の安全を守る意識を忘れずに、生徒の安全確保につなげます。

令和８年７月 17 日には一斉に安全点検を実施、指導主事も同席し、点検の様子を確認しています。

文部科学省が令和８年６月 26 日付けで発出した「学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）」においても、「学校における安全点検要領」や「危機管理マニュアル」を活用し、児童・生徒の安全を確保することを徹底するように示されています。

新学期開始前の８月末にも点検を実施するため、狛江第二中学校においては、今後も安全点検の適正な実施と生徒の安全確保がなされるよう指導室としても確

認及び指導をしていきます。

教育長　　次に、事務報告（４）「第４期狛江市教育振興基本計画の推進に向けた教育支援に関する連携協定について」、報告を求めます。

指導室長　　本協定は、第４期狛江市教育振興基本計画の推進を目的に、認定 NPO カタリバと狛江市教育委員会が締結した連携協定です。主たる目的は、ルールメイキング事業を軸とし、市内の教育活動と学校支援を充実させることです。協力内容は、（１）カタリバが提供する無償の教育支援と教材・研修の活用、（２）狛江市内小中学校での事前調査の協力とデータ提供、（３）狛江市教育委員会が実践事例を提供し公表時には狛江市教育委員会の承諾を得ること、（４）必要に応じた費用負担の協議、（５）秘密保持と個人情報保護、（６）有効期間は１年間で自動延長、（７）見直し・協議のルール、（８）未定事項は協議で解決する、としています。これにより、教育現場の実践力を高め、子どもが自己の人生を切り拓く力を育成します。今後、年度当初に具体的な運用計画を提示します。

教育長　　次に、事務報告（５）「こまえみらいテラス利用者アンケート結果について」、報告を求めます。

公民館長　　５月の教育委員会定例会で概要を中間報告しましたが、この度全ての集計が終わりましたので、最終的な結果を報告します。調査期間は、令和８年３月 23 日から４月 10 日まで、601 名の方に回答いただいています。

中間報告以降に修正した点としては、１ページ目の３-１の表に高校生以下の内訳のグラフを追加しました。また、２ページ目の３－３の棒グラフの下に、参考として、改修前と改修後の公民館利用者の内訳のグラフを追加しました。

今回、新たに追加となる自由記述部分については、４ページ目以降に掲載しており、意見を施設別にカテゴリーで分けて集計し、代表的な意見を掲載しています。

公民館については、「施設の明るさや開放感」、「リニューアルによる機能向上」、「スタディコーナーをはじめとする新たな利用環境について」など多くの評価の声をいただいた一方で、「利用者の増加に伴う座席数」や「利用ルール」、「設備・サービスの充実」など、今後の改善につながる貴重な意見もいただきました。また、こまえみらいライブラリー、市民活動支援センターについても、それぞれ今後につながる貴重な意見をいただいています。

今後も、幅広い世代の利用ニーズを踏まえながら、「学習環境の充実」、「利用者同士が気持ちよく過ごせる環境づくり」、「サービスや設備の改善」に取り組み、より多くの方に親しまれる施設運営を進めていきます。

教育長　　次に、事務報告（６）「図書館システム更新に伴う市内図書館・図書室の休館について」、報告を求めます。

図書館長　　現在図書館・図書室で使用している図書館システムの更新のため、市内すべての図書館・図書室を休館します。期間は令和８年 10 月１日（木）から 14 日（水）までの 14 日間です。

この期間中は、電子図書館を含む図書館ホームページの利用ができません。休館に伴い、返却日は当該休館日を除いて延長されます。

なお、中央図書館臨時窓口については、資料にあるとおり９月１日（火）から 10 月 31 日（土）まで休館します。また臨時窓口は 10 月 31 日（土）をもって閉鎖し、11 月１日（日）から新設図書館が開館します。

教育長　　それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。

森委員　　事務報告（２）について、アレルギー対応児童の誤食ということで、まずは児童の体調に大きな変化がなく、結果として何事もなかったことが救いです。本当に良かったと思います。

私も７月24日に開催されたアレルギー・アナフィラキシーの対応講習会に参加しました。調布市での食物アレルギーの事故当事者から話を聞き、こうした事故を二度と起こしてはならないと強く感じました。学校現場で働く先生方は様々な対応が求められ、大変なことは重々承知していますが、何よりも子どもたちの安全確保を最優先に考え、行動していただきたいと思います。

職員会議での再発防止策の確認や、アレルギー・アナフィラキシー対応講習会への参加など、できうる対応は取り組んでいるものとは思いますが、２学期を安全安心に迎えるためにも、講習会に参加できなかった先生方へのフォローや、アレルギー対応用の食器の色の変更など、早急に対応を行っていただきたいと思います。

今回の誤食の要因は明らかにヒューマンエラーです。アレルギー対応について正しい理解があれば防げたはずです。改めて各学校において、アレルギー対応の手順や確認体制について、全職員で共通の意識を持ち、徹底していただきたいと思います。担任の先生だけに任せるのではなく、給食に関わるすべての職員が、いつ、誰が、どのように確認するのかを明確にし、誤食につながらない体制づくりをお願いします。また今回の件を１つの学校だけの問題と捉えず、市内全校で共有し、再発防止につなげていただければと思います。

佐伯委員　　この事故の概要を見て、愕然としました。平成24年に調布市の小学校でアナフィラキシーショックの事故が発生し、尊い子どもの命が失われました。狛江市の今回の事故とほぼ同様の内容です。調布市においても、初めに除去食についての認識がどうであったかという点はありますが、給食のおかわりの際に誤食してしまったという点で、類似した案件といえます。しかも、本市の場合は、除去給食が提供されていることを確認しているにもかかわらず、おかわりの列に並んでしまったことに気が付かなかったのです。学校におけるこうした事故に対する危機感や危機管理の意識については、疑問を抱かざるを得ません。二度とこのようなことが起こらないことを願います。

教育長　　今回、症状がなかったということではありません。アレルゲンが体内に入ることにより、近い将来、同じようなアレルゲンが入った際に、その子がアナフィラキシーを起こす確率が高くなることを認識すべきです。このような事故を起こしてしまったことを猛省し、教育委員会として対応していきたいと考えています。

斉藤委員　　事務報告（３）について、北区での火災事件事故を契機に、学校の安全点検が全面的に見直されることは重要だと思います。残念ながら、１校では安全点検が未実施であったようです。この未実施は昨年度だけだったのでしょうか。教育委員会として、学校に対して年間３回の安全点検を指示していたにもかかわらず、該当校は全く安全点検を行わずに現在まで学校経営を続けてきたのか、教えてください。さらに、安全点検は基本的には自己点検であり、外部からの目や声が見えず、聞こえないものです。今回は安全点検表の写しを該当校から提出してもらったようですが、この点について今後どのように対応するのか、教えてください。

指導室長　　安全点検は昨年度行われませんでした。今年度については、指導主事を派遣し、一緒に安全点検を行っています。

斉藤委員　　何か事件が起きると、それまで手を抜いていたことが露呈します。繰り返しになりますが、学校はどの組織や社会空間よりも安全でなければならないことが大前提です。給食の誤食もその一例ですが、安全のために行うべき確認や、安全に関わる点検を行っていないことは重大な問題です。業務改善報告書はもちろん、今後も含めて全校で安全を守るための保守点検を徹底していただければと思います。

森委員　　事務報告（４）について、本協定は、ルールメイキング事業を基に市内の教育活動を充実させ、学校への支援を充実させることを目的としているとのことですが、具体的にどのような支援を行っていただけるのでしょうか。

指導室長　　認定特定非営利活動法人カタリバは、「みんなのルールメイキング事業」として、全国600校以上の学校に協力した実績があります。本市では、狛江第四中学校及び狛江第五小学校において、学校生活での生徒主体の取組や安心安全な学校・教室の風土をはぐくむ取組を中心に、子どもの権利を尊重する教育や環境調整について支援いただいていますが、今後支援範囲を発展させ持続可能なものとしていく予定です。

森委員　　市内の教育活動が一層充実することを期待します。

小川委員　　事務報告（５）のこまえみらいテラスの利用者アンケート結果について、今回追加された自由記述の部分には多様な意見が寄せられました。「みんなの憩いの場って感じがして良いなって思います。」や「ティーンズルームの子たちが楽しそう

でほのぼのします」といった意見もあり、施設全体がリニューアル前より明るく開放的なイメージになったと感じました。一方で、「スタディコーナーの利用マナーが気になる時がある」や「総合事務室が、相談しにくい。（職員の方々が忙しそうにしていて）」という意見もあり、今後の改善すべき点もあると感じました。施設をより良い状態で運営できるよう、引き続き利用者の皆さんの御理解と御協力をいただきながら運営していただきたい。利用者の年齢層の変化もまとめていただきありがとうございます。内容について、もう少し詳しく教えてください。

公民館長　　最終報告では高校生以下の年代の詳細を追加しました。高校生以下の回答者の内訳としては、高校生が一番多く、41.7%、次いで中学生が33.3%、小学生が20.8%、小学生未満が4.2%となっており、割合としては、小学生、中学生、高校生と順に多くなっています。また２ページ目には、上部に掲載した棒グラフに関して改修前から公民館を利用していると回答した方と、改修後から公民館を利用していると回答した方の年代別の内訳を参考として掲載しました。

改修前から利用している方は、70歳以上の方が約半数の50.8%となっており、高校生以下は９％でした。改修後から利用している方は、高校生以下は27.8%となっており、高校生以下もその他の年齢も、幅広い年代の市民の方々の利用が見られます。

小川委員　　新設の図書館もバリケードが外され、外から見えるようになりました。オープンが楽しみになってきました。これから利用者がさらに拡大すると思いますので、ぜひこのアンケート結果を運営に活かしていただきたい。

森委員　　こまえみらいテラスについて、利用している方々から概ね快適に利用できているという声を聞いています。一方で、アンケート結果を見ると、「階段や床がすでに汚れている」「掃除道具が欲しい」といった意見もありました。皆さんが使う場所だからこそ、皆さんが気持ちよく使える環境という視点に立ち、今後も利用者の声を施設運営に活かしていただければと思います。

小川委員　　事務報告（６）について、図書館システムの更新のため、地域センター図書室を含むすべての図書館・図書室が休館すると、市民に大きく影響すると思います。休館期間中に利用できなくなるサービスと市民への周知方法を教えてください。

図書館長　　休館中は貸出、返却、予約資料の受取り、未所蔵資料のリクエストができなくなるほか、図書館ホームページも更新することから、蔵書の検索や予約もできなくなります。また、電子図書館の閲覧、貸出もできなくなります。

周知については、９月１日号の広報に掲載するほか、図書館ホームページ、館内掲示、市SNS、カウンターでのチラシ配布などで丁寧に行っていきます。

小川委員　　図書館システムの更新によって、新設図書館で市民が利用できる機器は、どのようなものがどのくらい導入されるのでしょうか。

図書館長　　利用者が御利用いただく機器は、自動貸出機、自動返却機、OPAC（蔵書目録検索システム）、IC予約棚、予約照会機があります。１階にはOPAC１台、自動貸出機３台、自動返却機１台、IC予約棚と予約照会機を配置する予定です。２階には自動貸出機２台とOPAC３台、３階にOPAC１台を配置する予定です。

小川委員　　たくさんの機械が導入されることがよくわかりました。先ほどの利用者アンケート結果にも、総合事務室の職員の方々が忙しそうだという声がありました。実際に私も職員の方々がお忙しそうでお声かけしなかったことが１度ありました。このような機器が導入されることで、お困りの利用者が少なくなればいいと思います。

教育長　　他になければ、これで予定していた議事はすべて終了となります。ここで当初予定の議事日程に事務報告を２件追加したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

教育長　　それでは、事務報告を２件追加します。追加事務報告（１）「狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会の検討結果について（報告）」、報告を求めます。

指導室長　　令和８年７月23日に第１回狛江市立中学校チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会において、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置の可否について検討しました。検討の結果、市内中学校の校内教育支援センターの活用状況や、学校に全く登校できない生徒が学校施設へ足を運ぶことのハードルの高さ等が協議され、現段階では設置を見送ることを決定しました。ただし、この決定については、今後の市内の中学校の状況を勘案し、総合的かつ慎重に検討することとしています。

教育長　　次に、追加事務報告（２）「狛江市立学校教職員に対する処分について」、報告を求めます。なお、本件は人事案件となりますので、狛江市教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、会議を非公開とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長　　それでは、議事が終了するまでの間、会議は非公開とすることとします。

＜非公開＞

教育長　　ここで会議の非公開を解きます。追加事務報告（１）「狛江市立中学校チャレン

ジクラス（不登校対応校内分教室）設置検討委員会の検討結果について（報告）」について、質疑・御意見を伺います。

佐伯委員　　チャレンジクラスについては、全都的な懸案事項として、様々な自治体で検討されています。設置に向けての様々な課題があると聞いています。本市の場合でも設置に向けた検討委員会が立ち上げられ、たくさん議論が行われたことがわかりましたが、今回は設置を見送るという結論に至った理由をもう少し詳しく教えてください。

指導室長　　チャレンジクラスの設置については、令和８年７月 23 日に開催した「チャレンジクラス設置検討委員会」において、校長会・教育委員会事務局・指導室の各委員から意見をいただきました。

今回の結論に至った理由は、令和７年度以降、中学校４校に設置した「校内教育支援センター（校内別室）が機能し始めており、既存の支援で対応可能であること」が主な理由の１つです。今年度から各校で「校内教育支援センター（校内別室）の運用が本格化し、「別室がすごくうまくいっている」との報告がありました。そのため、まずは既存の校内教育支援センターを充実させることが効果的であるとの意見もあり、設置検討委員会ではチャレンジクラスの設置は今後の検討と課題となりました。

教育長　　他に質問等、何かありますか。なければ、委員も含めて他に何かありますか。

指導室長　　先ほどの事務報告（３）の安全点検に関する質疑について、補足します。狛江第二中学校の安全点検の記録は、少なくとも４年前から残っておらず、御指摘のとおり、昨年度以前にも十分な対応が行われていなかった可能性があります。引き続き、自己点検の徹底も含め適切な対応に努めていきたいと考えています。

教育長　　他になければ、以上をもちまして、令和８年狛江市教育委員会第８回定例会を閉会します。